

流山市農業委員会
平成27年第10回
総会議事録

平成27年10月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成27年第10回総会議事録

1 期 日 平成27年10月26日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 2番 吉田 達弘
5番 増田 正美

5 出席委員(12名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
5番 増田 正美	6番 石井 博
8番 山崎 日出男	9番 中村 彰男
10番 小嶋 悦子	11番 小倉 節子
12番 豊島 啓行	13番 大作 榮
14番 小林 常男	16番 高市 正義

6 欠席委員(4名)

3番 岡田 長政	4番 恩田 一雄
7番 秋元 正	15番 水代 啓司

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 局 長 福留 克志
次 長 山崎 哲男
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	1
(2) 議案第49号 農用地利用集積計画の決定について.....	3
(3) 議案第50号 平成28年度流山市農業施策について(建議).....	5
(4) 報告第26号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について.....	10
(5) 報告第27号 合意解約の通知について.....	11
(6) 報告第28号 専決処理の報告について.....	11

開会 午後3時00分

高市議長 それでは、ただ今から平成27年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

このところ、陽気も寒くなってまいりましたので、十分にお気をつけていただきたいと思っております。

ただいまのところ出席委員は16名中12名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、3番岡田委員、4番恩田委員、7番秋元委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。2番吉田委員、5番増田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第50号「平成28年度流山市農業施策について(建議)」までの3議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第26号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第28号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第48号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

はじめに、議案1番の権利者ですが、流山市大字平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市平方の田3筆で、面積は3,172平方メートルです。次に、申請事由ですが、営農意欲を高めるため、贈与するものです。議案案内図につきましては、1ページでございます。

次に、議案2番の権利者ですが、流山市大字平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市平方の田2筆で、面積は2,062平方メートルです。次に、申請事由ですが、営農意欲を高めるため、贈与するものです。議案案内図につきましては、1ページでございます。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

議案3番の権利者ですが、流山市大字深井新田の方で、職業は兼農です。申請がありました土地は、流山市西深井の田2筆で、面積は614平方メートルです。次に、申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、2ページでございます。

今月の3条許可申請は、以上の3件です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は3件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに1番ですが、次の2番と同一の世帯内における贈与のため、一括でご説明させていただきます。まず、申請地につきましては、東武線江戸川台駅の西約1.5キロメートルに位置している田で、1番は3筆で、面積は3,172平方メートル、2番は2筆で、面積は2,062平方メートルであります。また、申請理由につきましては、営農意欲の向上のため、親から子へ贈与するものです。申請地の田は、稲刈済みの状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.8ヘクタールで、農業従事者は5名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、3番ですが、申請地につきましては、東武線運河駅の南西約1.8キロメートルに位置している田2筆で、面積は614平方メートルであります。また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。申請地の田は、稲刈済みの状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約4.2ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農

業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(小林委員) 3番の売買ですが、坪単価はどのくらいでしょうか。

田村次長補佐 私の方から答えさせていただきます。

3番の土地につきましては、総額で300万円であります。坪当たりになりますと約1万6千円になります。

1番(小田桐委員) この水路と道路の右側は面積が少ないですが、その周りも含めて今回の申請者が持っているのでしょうか。

申請事由が経営規模の拡大を図るためとなっているので、周りも持っていればやりやすいと思うのですが、わざわざこの小さいところまで行ってやるのかと思うのですが。

山崎委員長 その狭いところも付随して売買契約したわけですが、その小さいところの隣については権利者の土地ではないのですが、そこを耕作されている方との話し合いといたしまして、そちらの方に作っていただくということで了解は得ているということです。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。議案第48号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第48号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第49号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

今月は新規に関するものが2件、更新に関するものが2件であります。

議案1番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります畑1筆、面積は

1,513平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間です。本件の議案案内図につきましては、3ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の権利者は、流山市平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆、合計面積は2,062平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間です。本件の議案案内図につきましては、4ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案3番の権利者は、流山市平方にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆、合計面積は1,915平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。本件の議案案内図につきましては、5ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案4番の権利者は、議案の2番の権利者と同じ方です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆、面積は894平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間です。本件の議案案内図につきましては、6ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の4件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が2件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は38歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、2番ですが、更新の4番と権利者が同じ方ですので、一括してご説明させていただきます。2番については、新たに3年間、4番については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は63歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数はほぼ毎日であります。次に、申請地につきましては、稲刈済みの状態でした。

次に、3番ですが本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は45歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。議案第49号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第49号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第50号「平成28年度流山市農業施策について(建議)」を議題といたします。議案の朗読を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第50号

平成28年度 流山市農業施策について(建議)

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、平成28年度 流山市農業施策について別紙のとおり建議する。

初めに、農業施策に関する建議についてですが、農業委員会が行う業務のひとつとして、農業委員会等に関する法律の中に、建議に関する業務が規定されております。

そして、この業務は、農業者の公的代表機関として、農業者や地域の農業の立場に立った意見や要望などを、市の政策や事業に反映してもらうためのものとして、農業委員会の大きな役割のひとつとなっております。

こうしたことから、本市農業委員会におきましても、平成28年度の予算編成時期に合わせ、今年も流山市長に建議を行っていきたくと考えております。

また、建議の各要望事項につきましては、委員の皆様からお寄せいただきました多数のご要望をもとに、総合農政検討委員会の皆様にも原案のご検討を重ねていただきました。

さらには、本日の総会開催前にも、総合農政検討委員会を開催していただき、原案がまとまりましたことから、本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「平成28年度流山市農業施策に関する建議(案)」を朗読させていただきたいと思っておりますので、資料をご覧いただきたいと思っております。

平成28年度流山市農業施策に関する建議の要望事項(案)

1 都市との調和のとれた農業振興について

(1) 農業経営者の高齢化等に伴い、休耕地の増大が予想されるため、遊休農地の活用を視野に入れた市民農園やコスモス等の景観形成作物の植樹等の拡充を図られたい。また、荒廃農地の適正な管理について指導願いたい。

遊休農地に対する固定資産税強化が国で検討されているため、農地流動化を促進されたい。

(2) 市街化区域の農地保全のため、農業者の意向を踏まえ、耕作継続農地を対象に、生産緑地の追加指定を随時認められたい。

(3) 本市都市農業の向上、促進を図るため、新規就農者の育成や農業生産法人の立ち上げ時の負担低減等を強く支援されたい。

また、市街化区域内農地について施設化を推進し、補助金の拡大を検討されたい。

(4) 市民の信頼に応え、安全で安心な農産物を持続的安定的に供給できるよう、JA(農協)と連携し農業経営の向上を図られたい。

2 生産基盤の整備について

(1) 農機具などの大型化に伴い農道の路肩が損傷し、また排水の流入から雨水が溜まる場所が多数存在している。農道及び水路は、農業生産等に不可欠であるため、速やかな補修やその整備を推進されたい。

また、大雨時に道路から農地へ雨水が流れるため、その流入防止を図られたい。

(2) 流山の特産品をつくり、加工品の販売にも力を入れた新たな産業の創出を図るため、その取り組みに関し補助金等、財政的支援を創設する等、農産物の6次産業化を推進され、地域産業の活性化を図られたい。

また、JA(農協)などの農業関係団体が推進している地域特性のある農産物を開発するための試験栽培を推進されたい。

(3) 農業生産効率を高めるため、水稻、畑作の病害虫防除と土壌消毒について、支援し、土地改良施設については、維持管理を推進されたい。

3 生産流通体制の整備について

(1) 常磐自動車道流山IC周辺やおおたかの森駅周辺及び市野谷の森公園など、

交通の利便性の良い場所に農産物直売所を設置し、年間を通して販売できるよう支援されたい。

また、農産物直売所「新鮮食味」では、多品目の農産物出荷や農産物の加工ができる施設の併設、公園や公共施設等での移動販売を検討されたい。

(2) 市内農産物のブランド化や付加価値を高めるための取り組みを図られたい。

4 市民とのふれあい農業の推進について

(1) 市民に農業の大切さについて理解を深めてもらうため、体験農園の拡充や市民・消費者と生産者との交流について、推進を図られたい。

農産物直売所マップや市内農産物のレシピ本の作製にあたっては、生産者の思いや農業者の取り組み、食材の魅力が、市民・消費者により伝わるよう更なる工夫を願いたい。

(2) 子どもたちに農業の大切さを知ってもらうため、農作業の実地体験等、学校教育での農業の授業を通じて、食の大事さを学ぶことができるよう、食育の推進を図られたい。

5 生産環境の改善について

(1) 一級河川今上落の浚渫、継続的な草刈りを実施するよう、千葉県に申し入れされたい。

(2) 市民農園利用者による不適切な農薬の使用や作物栽培の不適切な管理により発生する病気や害虫で、専従農業者の作物に悪影響を及ぼすケースが見受けられることから、農園利用者に農薬散布等の講習会等を開催し、指導を徹底されたい。

(3) 有機農法に関する情報の収集やその情報提供を願いたい。

(4) 農薬の適正使用や農業用廃プラスチックの適正処理対策を推進されたい。

また、期限切れや使用禁止の農薬、農薬の空きビンの処分費に対する一部市補助を創設されたい。

6 地域共生農業の推進について

(1) 市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画に位置付けとして、検討されたい。

また、災害時の飲料水の確保策として、農家の井戸新設や災害用井戸に登録している井戸の維持管理費に対する助成を検討されたい。

(2) 農作業に係る農薬散布、農機具の使用、病虫害駆除の一環として行う焼却処理は、農業上必要な行為であるため、そのことを広く市民に周知を図られたい。

(3) 緑地空間の保全は今まで地主により行われてきた。道路に面した樹木の伐採等の費用補助を検討願いたい。

7 新川耕地活性化の促進について

(1) 新川耕地に隣接する新川承水路は、老朽化や断面不足から豪雨時には市道を越水している状況が散見されることから、計画的な浚渫や改修、貯留も含めて計画されたい。

(2) 新川耕地の交通量が年々増加し、農耕車の通行に支障をきたしていることから、手押し式信号機の設置について検討されたい。

(3) 新川耕地の遊休農地対策として、農業公園、観光公園等、市民が憩える場所の設置を検討されたい。

(4) 新川耕地の大規模開発は、既存の排水路の能力を超える都市排水が想定されるが、抜本的な地域排水対策を講じて、水田に支障が生じないようにされたい。

8 その他

(1)放射能対策について

ア 放射能対策については、万全な管理のもと、農家も消費者も安全安心で新鮮な農産物を享受できるよう、適正な情報発信を継続されたい。

(2)担い手の育成と地域営農組織への支援

ア 「人・農地プラン」については、農業に関わる様々な計画等と連携させ、市総合計画にも反映できる仕組みを構築願いたい。

また、地域で開かれる各種座談会等で寄せられた意見が農業委員はもとより、産業振興審議会にも伝わり、本市の農業振興全体に活かされるよう、仕組みを構築願いたい。

イ 本市農業の担い手として、非農家出身の新規就農者や農業後継者が育つような農業環境づくりを図り、積極的に確保・育成・支援するための施策を検討されたい。

また、青年新規就農者の支援策を講じられたい。

(3)その他

ア 農機具等による事故防止のため、安全対策マニュアルの作成や農業従事者の意識改革等、定期的な呼びかけ運動等を実施するよう検討されたい。

イ 米消費拡大に向けた各種取り組みを一層促進されたい。

ウ 有害鳥獣の駆除や新たな助成制度の創設など、農業経営の維持・発展ができる対策を検討されたい。

エ 農業委員会事務局の体制を強化するとともに、業務に必要な各種システムを計画的に導入し、法改正の下でもスムーズで適切な農業委員会活動が行えるよう、取り組んでいただきたい。

建議(案)のご説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 お疲れ様です。それでは、議案第50号「平成28年度流山市農業施策について(建議)」をご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を去る9月29日の第9回総会開催前と、本日開催の総会に先立ちまして、午後1時から委員多数のご出席をいただき検討を行ってまいりました。

今回の建議(案)の策定にあたりましては、平成12年度に策定され平成32年度を目標とした「流山市総合計画」の中に位置づけられました、農業に関する分野の個別施策に沿って、おまとめいただきました。

また、建議(案)の策定にあたりましては、「遊休農地の解消」、「農地の流動化」、「新規就農者の確保」などのほかに、地域で抱える様々な問題点を解消するために、「人・農地プラン」作成と他の計画との反映方法、農業の6次産業化や農産物のブランド化の取り組み、農業経営の改善や経費削減の取り組み、地域農業の活性化などの提言について、慎重に検討を重ねてまいりました。

また、平成23年3月に起きました、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射能問題につきましても、前年に引き続き建議の中に加えることといたしました。

その結果、「平成28年度の流山市農業施策について」は、ただいま事務局から提案のありましたとおり、皆さまからお寄せいただきましたご要望を29項目にまとめ、建議することに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における報告を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

9番(中村委員) 大変ご苦労さまでございました。ここで、29項目の建議を提出されるということで、この要望事項が単に市長に渡すだけで終わらないように、議会でも真摯にお話しして、一つでも多く結果として反映できるよう頑張ってまいりたいと思います。また、委員長とも党派を超えまして実現に向けて協力してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

小田桐委員長 委員会でも話になりましたが、建議については来年4月に法改正を受けるということで、建議という名前を出すのは最後になりますので、石井副委員長共々市長と会って話をしてまいります。

高市議長 提出はいつになるのでしょうか。

山崎次長 本日この案で決定となりましたら、17日の10時からこの建議書を市長に提出するというので、高市会長、水代職務代理、小田桐委員長、石井副委員長に市長の方に提出していただくという形で予定しております。

13番(大作委員) 建議後につきましては、関係各課やJAの方に提出願いたいと思います。土木部とか商工課、環境課、都市計画課、そういったところに関係する文言が入っておりますので、建議後は配布お願いしたいなと思います。

山崎次長 私、今まで農政課の方に居りましたけれど、各関係課の方に合議をとりまして、中間報告の際には話を聞いたうえで農業委員の皆様にはお話しさせていただいておりましたので、各担当部署においても写しを渡しておりましたので、その辺の話を受けて報告という形でやっておりました。今後もそういう形を取るかと思えます。

13番(大作委員) JAさんにもできたらお願いしたいと思います。

例えば、1の(4)は、JAと連携してという文言が書かれていますので、やはりJAの方にもこの文書を渡しておくべきだと思うんですね。結果は別としましても、提出はすべきだと思います。

山崎次長 JAへはそのように対応させていただきます。また、ホームページにも掲載いたしますが、公式にこういうものを提出しましたということで、通知させていただきます。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。これより採決を行います。議案第50号について、原案のとおり、建議することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第50号については、原案のとおり建議することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第26号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第26号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

斡旋依頼がありました土地は、流山市木及び流山の畑3筆、面積は2,693平方メートルで、今年の8月に開催されました農業委員会総会の議案第40号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ひ」でご承認をいただきました方の農地で、議案案内図につきましては、7ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の12月6日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行

為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上の1件です。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第27号「合意解約の通知について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第27号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

今回の報告につきましては、平成29年2月まで利用権設定期間がありましたが、賃借人が耕作できなくなったことから、解約がなされたものであります。

合意解約がされました農地は、流山市平方の田2筆、合計面積1,915平方メートルです。解約通知書の受付年月日は、平成27年9月29日です。

議案案内図につきましては、5ページです。

今月の合意解約の通知は以上の1件です。よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第28号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第28号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は5件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、転用目的別につきましては、住宅用地が5件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、5件、5筆、3,074平方メートルで、地目別の内訳では、田が3筆、1,654平方メートル、畑が2筆、1,420平方メートルでした。

次に、議案書の10ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと21件、マンションの区分所有を含めると全体で244件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が244件でした。また、転用目的別では、住宅用地が242件、駐車場1件、集合住宅用地1件でございました。

今月の5条届出の合計は、以上、244件、6,260筆、5,137,373平方メートルで、地目別の内訳では、田が6,020筆、5,122,142平方メートル、畑が240筆、15,231平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。
慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時43分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年10月26日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 吉田 達弘

流山市農業委員会委員 増田 正美